

改正

平成24年3月27日規則第41号

平成29年3月31日規則第12号

平成31年3月29日規則第36号

令和5年3月30日規則第6号

留萌市街路灯設置補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、市内において街路灯を設置し、これを維持する団体に対し補助金を交付し、もって交通の安全及び保安を図るとともに市内の美観を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）による道路その他一般交通の用に供する場所をいう。

(2) 街路灯 住民組織において設置しようとする防犯灯であつて、灯柱、電柱等に灯器を取り付けたものをいう。

(補助金額)

第3条 市長は、市内に街路灯を設置し、これを維持する団体に対し毎年度予算の範囲内でその設置費の3分の2以内の補助金を交付することができる。ただし、1灯につき5万円を限度とする。

2 前項の補助金に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助対象基準)

第4条 補助の対象となる街路灯は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 構造形式

ア LED街路灯とする。

イ 灯柱及び灯器は、集団的に設置する場合については、材質、形状及び色彩の異なるものであること。

ウ 灯柱は、金属製又は鉄筋コンクリート製とし、堅固優美なものであること。ただし、住宅街、工場街及び幅員10メートル未満の道路については、木製柱又は電柱を利用するものであること。

エ 灯器は、路面照度が均等で、かつ、過度のまぶしさを感じさせないものであること。

オ 灯柱の側方に灯器を突出させるため腕木を設ける場合については、腕木の下端が路面から4.5メートル以上とし、出幅が0.6メートル以内であること。

(2) 設置場所

ア 歩道と車道の区分がある道路に設置する場合については、歩道内に設置し、かつ、歩道縁石から灯柱まで0.3メートルの間隔があるものであること。

イ 歩道と車道の区分がない道路に設置する場合については、将来の道路計画その他を考慮したものであること。

ウ 街路樹がある道路に設置する場合については、街路樹との間隔が2メートル以上あるものであること。

エ 道路の交差点、曲り角又は横断歩道からの間隔が5メートル以上あるものであること。

(補助申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、その設置工事着手7日前までに街路灯設置補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 街路灯設置工事設計書及び見積書の写
- (2) 国道又は道道に設置する場合については、道路管理者の道路占用許可書の写
- (3) 私有の土地その他の施設を利用して設置する場合については、その所有権者の承諾書の写
- (4) 設置場所の地図の写
- (5) 設置前の写真
(補助の決定)

第6条 市長は、前条の規定により街路灯設置補助金交付申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請内容を審査し、補助を決定した場合には、街路灯設置補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 申請者は、第5条の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(完了報告等)

第8条 申請者は、工事完了後14日以内に街路灯設置工事完了届（別記様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 街路灯設置事業収支決算書
- (2) 設置後の写真
- (3) 業者からの領収書
- (4) 請求書（交付申請書と同じ印鑑を使用）

2 申請者は、業者への支払完了後14日以内に街路灯設置事業収支決算書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により街路灯設置工事完了届及び街路灯設置事業収支決算書の提出を受けたときは、その内容を審査したうえ補助額と交付日を決定し、街路灯設置補助金交付通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助決定の取消し等)

第10条 市長は、補助決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助を受けることについて不正な行為があった場合
- (2) 補助金を補助の目的以外に使用した場合
- (3) 前各号のほか、市長の指示に違反したと認められる場合

(維持管理の義務)

第11条 補助金の交付を受けた者は、常に街路灯の維持管理に留意し、市内の美観保持等に努めなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年度分の補助金から適用する。
- 2 留萌市街路灯設置補助金交付規則（昭和36年留萌市規則第6号）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、すでに設置工事が完了し、または設置工事に着手した者の補助申請書の提出期限は、第5条の規定にかかわらず、昭和49年8月15日とする。

附 則（平成24年3月27日規則第41号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第12号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第36号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第6号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

街路灯設置補助金交付申請書

年 月 日

留萌市長 様

団 体 名

代表者氏名

印

担 当 者

担当者住所

連 絡 先

留萌市街路灯設置補助金交付規則第5条の規定により、街路灯の設置に対する補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---------------|---|-----|
| 1 申請額 | 金 | 円也 |
| 2 設置予定灯数 | | 灯 |
| 3 設置工事着手予定年月日 | 年 | 月 日 |
| 4 設置工事完了予定年月日 | 年 | 月 日 |

添付書類 街路灯設置工事設計書及び見積書の写

国道又は道道に設置する場合には、道路管理者の道路占用許可書の写

私有の土地その他の施設を利用して設置する場合には、その所有権者の承諾書の写

設置場所の地図の写

設置前の写真

街路灯設置補助金
交付決定通知書

留萌市指令 第 号
年 月 日

様

留萌市長

年 月 日付街路灯設置費補助金交付申請について、留萌市街路灯設置費補助金交付規則第6条の規定により審査の結果、下記のとおり補助することに決定したので、通知する。

記

街路灯設置補助金 交付予定額	金 円也
補助の条件	1. この補助金は、街路灯設置以外の経費に使用しないこと。 2. 設置する街路灯はLEDにすること。 3. 設置工事完了後14日以内に街路灯設置工事完了届を提出すること。 4. 第1号に違反したときは、決定の取り消し、または補助金を返還させることがある。 5. 補助金の支出については、会計監査を行うことがある。

街路灯設置工事完了届

年 月 日

留萌市長 様

団 体 名

代表者氏名

印

留萌市街路灯設置補助金交付規則第8条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 工事完了年月日

_____年 月 日

添付書類 街路灯設置事業収支決算書

設置後の写真

業者からの領収書

請求書（交付申請書と同じ印鑑を使用）

街路灯設置事業収支決算書

年 月 日

留萌市長 様

団 体 名

代表者氏名

印

留萌市街路灯設置補助金交付規則第8条の規定により、下記のとおり提出します。

収入の部

費 目	金 額	摘 要

支出の部

費 目	数量	単 価	金 額	摘 要

街路灯設置補助金
交付通知書

留萌市指令 第 号
年 月 日

様

留萌市長

年 月 日付街路灯設置費補助金交付申請について、留萌市街路灯設置補助金交付規則第 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助額を決定したので、交付する。

記

街路灯設置補助金決定額 金 _____ 円也

街路灯設置補助金交付日 _____ 年 月 日